

岐阜市青少年育成市民会議

「青年ボランティア人材バンク」オンライン申請サイト登録利用規約

第1条（青年ボランティア人材バンク）

青年ボランティア人材バンク（以下「人材バンク」）とは、岐阜市青少年育成市民会議（以下「市民会議」）が提供するインターネット上のボランティア人材登録をいう。

第2条（会 員）

（1）人材バンク会員（以下「会員」）は、人材バンクに個人情報（第8条の定義）およびその他の情報を登録（以下「会員登録」）し、市民会議がこれを承認した者とする。当該会員登録および承認後、会員は人材バンクネットにおけるボランティア活動紹介情報を利用できるものとする。

（2）会員は人材バンクに会員登録した時点で、本規約の内容をすべて承諾したものとみなす。不承諾の意思表示は、人材バンクを利用しないことをもってのみ認められる。

（3）会員が未成年者である場合、親権者など保護者の同意を得た上で、会員登録の申込及び本サイトの利用を行うものとする。

第3条（会員の責任および会員登録情報の修正等）

（1）人材バンクの利用者は、自らの意思により人材バンクに会員登録するものとし、その際に市民会議が会員に周知する方法に従って人材バンクネットを利用するものとする。

（2）会員は自らの意思および責任をもって人材バンクを利用するものとする。

（3）会員登録の際に入力した情報は会員自らがその内容につき責任を負うものとする。

（4）会員は、会員登録の際に入力した情報をいつでも変更・追加・削除することができる。

第4条（会員の禁止事項）

会員は、人材バンクにおいて以下の行為をしないものとする。

A 意図的に虚偽の情報を登録する行為

B 他の会員または第三者の著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の権利を侵害する行為

C 個人や団体を誹謗中傷する行為

D 法令、公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為

E 人材バンクを利用した、営利目的での情報提供行為

F 人材バンクの運営を妨げる行為、または市民会議の信用を毀損する行為

G 反社会的勢力等に関連する組織に属する行為、反社会的勢力に利益を与える行為、または反社会的勢力を利用する行為等、もしくはそれらの恐れのある行為

第5条（除 名）

市民会議は、会員が本規約に違反したと判断した場合、当該会員に対し事前に通知することなく、当該会員を人材バンクの会員から除名することができる。

第6条（市民会議の責任）

人材バンクへの会員登録および会員の人材バンク利用により生じる一切の損害（精神的苦痛、求職活動の中断、またはその他の金銭的損失を含む一切の不利益）につき、市民会議は、一切責任を負わないものとする。

第7条（保証の否認）

人材バンクにおいて提供される情報（ボランティア募集情報、その他第三者により提供される情報）は、かかる人材紹介団体、第三者の責任で提供されるものであり、会員は、提供情報の真実性、合法性、安全性、適切性、有用性について市民会議は何ら保証しないことを了承のうえ、自己の責任において利用するものとする。

第8条（個人情報）

以下の定めにもとづき、会員の個人情報を取扱うものとし、会員はこれに同意するものとする。

（1）個人情報の利用目的

A 会員を認証するため

B 会員からの各種問合せに対応するため

C 会員へのボランティア募集情報関連案内メール送付のため

D 事務局からの重要なお知らせを送付するため

第9条（登録）

随時認めるものとする。

〔登録の変更・退会〕

（1）登録内容に変更が生じた場合、速やかに登録内容を会員自身で変更する。

（2）本制度の趣旨にそぐわないと認められる場合、登録を抹消することがある。

（3）会員が退会する場合は、本サイト上で会員自身が退会手続きを行う。

第10条（活動紹介）

青少年健全育成活動、学校、PTAや自治会活動などで、ボランティア活動の場をコーディネートする。

事業にあっては、下記〔注意事項〕を守って主催者とボランティアが相互に連絡調整をとりながら活動することとする。費用について主催者は、ボランティア活動であることを考慮し、必要と思われる範囲内で、依頼者と参加者の双方で必ず事前に協議・決定する。

〔注意事項〕

A 営利・宗教・政治的活動を目的とした依頼には応じない。

B 個人への紹介は行わない（団体・公的施設のみ紹介）。

C 活動の打合せ時から実施に際して事故が発生した場合は、当事者間で解決をする。

附則

この規約は令和6年4月1日から実施する。